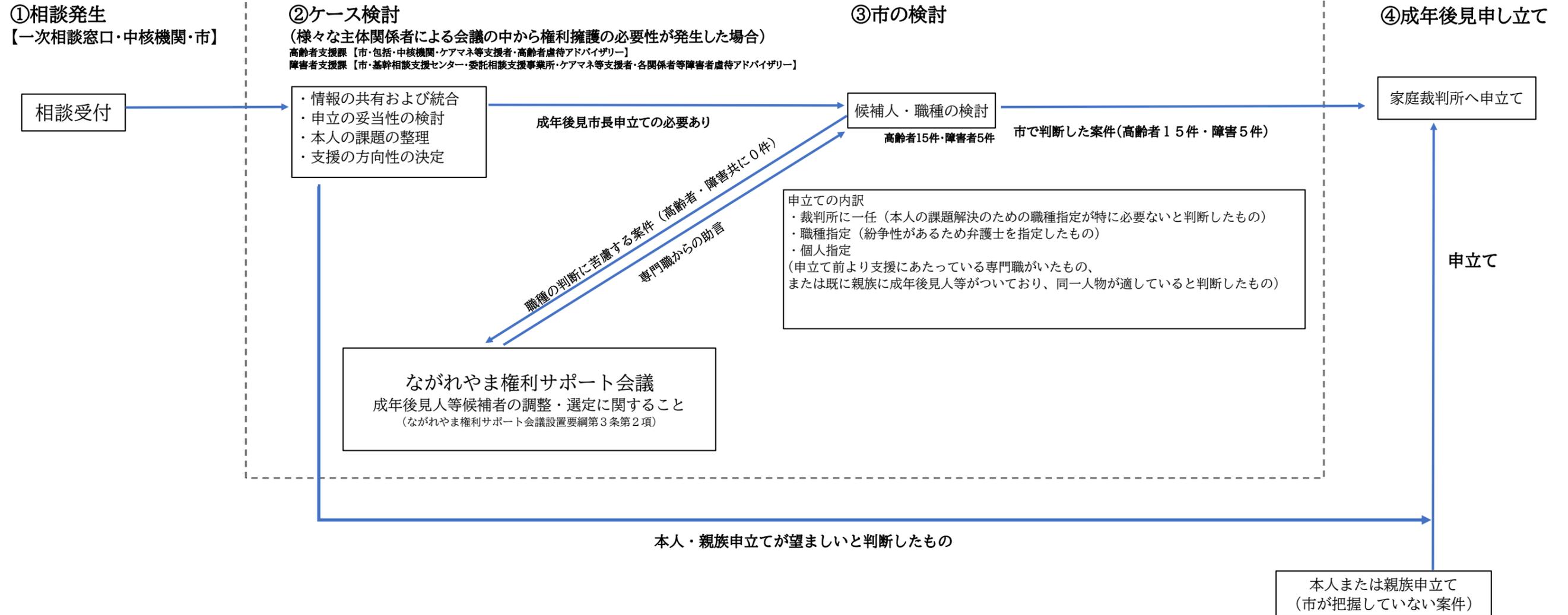


市長申し立て一連のフローチャート（R5高齢者支援課・R5障害者支援課）



現状分析および現時点の考え

- (1) 権利擁護の必要性及び成年後見の妥当性については②ケース検討の中で一定の機能を果たしている。
- (2) 狭義でいう受任者調整については市長申し立てのうち、一部の職種指定又は個人指定を行っている。
- (3) 職種選定において紛争性がある場合には弁護士を指定するという方向性は確保できてきたが、その他個々のケースに応じた職種(司法書士・社会福祉士・行政書士)をどのように選任すればよいかの方向性は見いだせていない。
- (4) 現在受任者調整を部分的にでも行っているのは市長申し立てについて把握できた案件であり、その他の本人・親族申し立てについては未把握である。
- (5) 受任者調整とは個人・職種を指定することではなく本人に適した後見人像(性別・年代等)を裁判所に伝えることも一つの形と考える。
- (6) 今後の受任者調整(職種・候補人の選定)については、必ずしも新たな会議体は設けず、ながれやま権利サポート会議で機能を果たすことができると考える。

本日の議論のポイント

- ①本市が成年後見制度利用促進基本計画の計画期間内である令和6年度から令和8年度の3年間で目指すべき受任者調整を明確にしたい
- ②受任者調整機能を推進するための手段(例)新たな会議体等の必要性の有無
- ③スケジュール